再商品化義務量の算定に係る量、比率等

1. 特定事業者責任比率(A)

<特定事業者責任比率の算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

< 表 1-1 特定事業者責任比率 >

	特定事業者責		前年度			
特定分別基準適合物	任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	特定事業者責 任比率	小規模事業者 分の比率		
ガラスびん (無色)	96%	4%	(95%)	(5%)		
ガラスびん(茶色)	85%	15%	(86%)	(14%)		
ガラスびん(その他の色)	91%	9%	(91%)	(9%)		
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)		
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)		
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)		

2. 再商品化義務総量(B)

<再商品化義務総量の算定の考え方>

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業 者責任比率を乗じて算出。

< 表 1-2 再商品化義務総量 >

特定分別基準適合物	H30年度の分 別収集見込総 量(7)	H30年度の再 商品化見込量 (イ)	(7)、(1)のう ちいずれか少 ない量を基礎 として算出し た量	特定事業者責 任比率 (A)	H30年度の再 商品化義務総 量(B)
	チトン	チケン	チトン	%	トン
ガラスびん(無色)	314	176	176	96	168, 960
ガラスびん (茶色)	258	157	157	85	133, 450
ガラスびん(その他の色)	198	150	150	91	136, 500
PETボトル	291	384	291	100	291, 000
紙製容器包装	114	259	32 *	99	31, 680
プラスチック製容器包装	751	1, 454	751	99	743, 490

(*);分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(82千トン)を差し引いた量

3. 特定容器比率(C)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて 特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 2 特定容器比率 >

特定分別基準適合物	特定容器比率 (C)	前年度
紙製容器包装	87. 55%	(88. 30%)
プラスチック製容器包装	93. 28%	(93. 46%)

4. 業種別比率(D)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率 を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

<表 3 >

(単位:%)

	•			(年四.70)
業種の区分		PETボトル		
	無色	茶色	その他	PETATO
1. 食料品製造業	52. 38 (54. 75)	3. 18 (3. 78)	5. 56 (5. 04)	4. 35 (4. 55)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15. 04 (13. 01)	52. 32 (50. 45)	12. 32 (12. 83)	92. 84 (92. 59) ※
3. 酒類製造業	29. 63 (29. 17)	18. 53 (17. 93)	80. 78 (80. 90)	2. 81 (2. 86)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1. 18 (1. 39)	25. 52 (27. 35)	0. 18 (0. 27)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1. 42 (1. 36)	0. 32 (0. 34)	0. 81 (0. 78)	
7. 小売業				
8.その他の事業	0. 35 (0. 32)	0. 13 (0. 15)	0. 35 (0. 18)	
合 計	100.00 (100.00)	100. 00 (100. 00)	100. 00 (100. 00)	100. 00 (100. 00)

※=清涼飲料製造業

上段: 平成30年度の適用数値案 下段: ()内は平成29年度の適用数値

<表 3>

(単位:%)

		(単位:%)
業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	41. 40 (40. 78)	57. 10 (56. 84)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5. 41 (5. 37)	5. 57 (5. 22)
3. 酒類製造業	2. 69 (2. 87)	0. 21 (0. 42)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	2. 25 (2. 50)	6. 06 (6. 08)
5. 医薬品製造業	1. 85 (1. 99)	1. 42 (1. 45)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2. 09 (1. 82)	3. 60 (3. 71)
7. 小売業	10. 57 (11. 50)	17. 27 (16. 68)
8.その他の事業	33. 74 (33. 17)	8. 77 (9. 60)
合 計	100. 00 (100. 00)	100. 00 (100. 00)

上段:平成30年度の適用数値案 下段: ()内は平成29年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率(E)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

<表 4 >

(単位:%)

		1° = - 41 - 10						\ -	1월 : %)
	業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
		無	色	茶	色	その	の他		
		利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1.	食料品製造業	95. 35 (95. 46)	4. 65 (4. 54)	97. 89 (97. 75)		95. 63 (95. 70)		92. 34 (92. 06)	
2.	清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	91. 32 (93. 16)	8. 68 (6. 84)	93. 13 (93. 00)	6. 87 (7. 00)	91. 02 (91. 13)	8. 98 (8. 87)	86. 81 (86. 36) ※	13. 19 (13. 64) ※
3.	酒類製造業	93. 72 (93. 81)	6. 28 (6. 19)	97. 08 (96. 60)	2. 92 (3. 40)	95. 59 (94. 97)		95. 27 (94. 39)	
4.	油脂加工製品·石鹸· 合成洗剤·界面活性剤· 塗料製造業								
5.	医薬品製造業	99. 36 (98. 59)	0. 64 (1. 41)	96. 05 (96. 64)	3. 95 (3. 36)	98. 30 (97. 96)	1. 70 (2. 04)		
6.	化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	97. 56 (97. 99)	2. 44 (2. 01)	97. 92 (98. 54)	2. 08 (1. 46)	98. 13 (98. 71)		/	
7.	小売業								
8.	その他の事業	98. 64 (98. 88)	1. 36 (1. 12)	99. 99 (99. 99)	0. 01 (0. 01)	95. 27 (93. 28)	4. 73 (6. 72)		

※=清涼飲料製造業

上段:平成30年度の適用数値案

下段: ()内は平成29年度の適用数値

<表 4 >

(単位·%)

	1			(単位:%)	
業種の区分	紐	製	プラス	チック製	
	容	器	容	器	
	利用	製造等	利用	製造等	
1. 食料品製造業	97. 50	2. 50	96. 12	3. 88	
	(97. 37)	(2. 63)	(95. 83)	(4. 17)	
2. 清涼飲料製造業及び	95. 52	4. 48	96. 21	3. 79	
茶・コーヒー製造業	(96. 15)	(3. 85)	(96. 41)	(3. 59)	
3. 酒類製造業	95. 08	4. 92	98. 81	1. 19	
	(94. 90)	(5. 10)	(98. 10)	(1. 90)	
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	96. 00 (95. 77)	4. 00 (4. 23)	91. 24 (90. 78)	8. 76 (9. 22)	
5. 医薬品製造業	99. 43	0. 57	98. 97	1. 03	
	(99. 44)	(0. 56)	(98. 88)	(1. 12)	
6. 化粧品・歯磨その他の	99. 25	0. 75	94. 48	5. 52	
化粧用調整品製造業	(99. 31)	(0. 69)	(95. 18)	(4. 82)	
7. 小売業	99. 42	0. 58	98. 92	1. 08	
	(99. 40)	(0. 60)	(98. 98)	(1. 02)	
8.その他の事業	99. 44	0. 56	98. 43	1. 57	
	(99. 48)	(0. 52)	(98. 91)	(1. 09)	

上段:平成30年度の適用数値案 下段: ()内は平成29年度の適用数値

6. 事業系比率 (F)

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

く表 5 >

(単位:%)

業種の区分	ガラス製容器						(単位:%)	
	無	色	茶	色	その	D他	PET	ホトル
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (10)	5 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5 (0)	0 (0)	10 (15)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	15 (15) ※	5 (5) ※
3. 酒類製造業	25 (25)	10 (10)	25 (25)	5 (10)	25 (25)	15 (15)	10 (15)	5 (5)
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	45 (35)	10 (5)	25 (25)	0 (0)	10 (10)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0 (0)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)		/
7. 小売業								
8. その他の事業	15 (20)	5 (5)	90 (90)	15 (15)	15 (25)	0 (0)		

<表 5 >

(単位:%)

	(単位:9							
業種の区分	紙	製	プラスチック製					
	容	器	容器					
	利用	製造等	利用	製造等				
1. 食料品製造業	15	15	15	15				
	(15)	(10)	(15)	(15)				
2. 清涼飲料製造業及び	20	0	15	5				
茶・コーヒー製造業	(15)	(0)	(15)	(5)				
3. 酒類製造業	20	5	25	10				
	(15)	(0)	(20)	(5)				
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	10 (5)	0 (0)	10 (10)	5 (0)				
5. 医薬品製造業	50	15	70	30				
	(50)	(10)	(70)	(35)				
6. 化粧品・歯磨その他の	5	0 (0)	5	0				
化粧用調整品製造業	(5)		(5)	(0)				
7. 小売業	30	10	10	5				
	(25)	(5)	(15)	(10)				
8.その他の事業	25	25	50	35				
	(25)	(20)	(50)	(30)				

包装(各業種共通)	30 (30)		30 (30)	
-----------	------------	--	------------	--

上段:平成30年度の適用数値案 下段: ()内は平成29年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

<算定の考え方> 今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物 の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。

<表 6 >

(単位:トン)

	ı							\+	立:トン)
	業種の区分	ガラス製容器							ボトル
		無	色	茶	色	その	D他		.1.1 /2
		利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料	斗品製造業	228, 908 (243, 486)	247, 941 (261, 866)	10, 161 (12, 984)	14, 265 (16, 974)	8, 871 (7, 782)	10, 590 (9, 008)	21, 433 (21, 275)	22, 622 (22, 800)
	京飲料製造業及び コーヒー製造業	65, 626 (57, 547)	68, 646 (61, 289)	167, 605 (172, 295)	215, 835 (228, 215)	19, 421 (19, 530)	25, 448 (25, 074)	458, 410 (433, 518) ※	541, 350 (515, 727) ※
3. 酒類	頁製造業	129, 677 (129, 744)		58, 896 (60, 739)	88, 310 (87, 452)	129, 100 (125, 329)		13, 841 (13, 395)	15, 413 (15, 195)
合成	旨加工製品・石鹸・ 成洗剤・界面活性剤・ 料製造業								
5. 医薬	冬品製造業	5, 167 (6, 195)	7, 256 (7, 929)		103, 628 (118, 373)	276 (403)	279 (487)		
	註品・歯磨その他の 注用調整品製造業	6, 234 (6, 078)	6, 190 (5, 493)	1, 020 (1, 187)	1, 078 (1, 155)	1, 301 (1, 230)	1, 206 (1, 117)		
7. 小売	ē業								
8. ද ග	O他の事業	1, 543 (1, 409)	937 (887)	421 (528)	239 (1, 624)	554 (277)	416 (145)		

※=清涼飲料製造業 上段:平成30年度の適用数値案 下段:()内は平成29年度の適用数値

<表 6 >

(単位:トン)

	(単位:トン							
業種の区分	紙	製	プラスラ	チック製				
	容	器	容器					
	利用	製造等	利用	製造等				
1. 食料品製造業	235, 108 (237, 416)	229, 296 (260, 706)		511, 705 (520, 667)				
2. 清涼飲料製造業及び	30, 736	46, 990	54, 560	82, 171				
茶・コーヒー製造業	(31, 298)	(46, 780)	(51, 905)	(79, 993)				
3. 酒類製造業	15, 266	22, 401	2, 075	4, 201				
	(16, 734)	(21, 688)	(4, 256)	(8, 463)				
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	12, 801 (14, 593)	20, 824 (22, 641)	59, 378 (60, 425)	79, 524 (80, 623)				
5. 医薬品製造業	10, 508	21, 643	13, 884	39, 016				
	(11, 616)	(22, 214)	(14, 472)	(38, 931)				
6. 化粧品・歯磨その他の		16, 701	35, 264	62, 934				
化粧用調整品製造業		(14, 051)	(36, 901)	(63, 770)				
7. 小売業	60, 019	93, 181	169, 177	184, 074				
	(67, 250)	(103, 315)	(165, 767)	(168, 342)				
8.その他の事業	191, 673	196, 218	85, 857	159, 362				
	(193, 455)	(189, 188)	(95, 593)	(176, 390)				

包装(各業種共通)	110, 324	101, 668	
	(106, 667)	(102, 512)	

上段:平成30年度の適用数値案

下段: ()内は平成29年度の適用数値